

川島町農業委員会 8月定例会 会議録

1. 開催日時 令和4年8月25日(木) 午後1時30分～午後3時10分
2. 開催場所 川島町役場2階 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 19名(農地利用最適化推進委員9名を含む)

会 長 4番 利根川 洋治

会長職務代理(副会長) 7番 小久保 彰

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 萩田 芳信

八ッ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報 告

(1) 報告第1 専決事項報告の件について

(2) 報告第2 県許可等の状況について

第5 議 案

(1) 議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件

(2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

(3) 議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定承認の件

(4) 議案第4号 農地利用配分計画(案)に関する意見照会の件

(5) 議案第5号 土地改良事業参加資格申出に係る申出の承認について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

事務局員 書記 林 桂

7 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員10名、農地利用最適化推進委員9名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名した。 (5番 高橋委員、7番 小久保委員を指名した。)
議長	日程第2「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3「諸般の報告について」 8月22日、令和4年度農地利用最適化活動活性化研修会が、埼玉県農業会議、農林公社の主催のもと開催され、川島町役場でWed会議での参加をした旨の報告をした。
議長	日程第4「報告」 報告第1 専決事項報告の件について
事務局	報告事項について朗読・説明を行った。

議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	報告第2 県許可等の状況について
事務局	報告事項について朗読・説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求めます。 (質疑なし)
議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件」 を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号について朗読・説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
木村委員	番号1 補足説明を行った。
高橋委員	番号2 補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号1 出入口の敷地拡張で建築面積は記入が必要なのか。 番号2 申請理由は農家住宅の移転または農家住宅の敷地移転ではないのか。
事務局	番号1 記載について再度確認をとり、問題がなければ、今後この様な場合は、記載しないようにします。

番号2 今後このような場合は農家住宅の移転とします。

稲毛委員 番号1 浄化槽が隣地を通してているが、これでよいですか。  
番号2 申請地内の出入口について、形状等の変更はないですか。

事務局 番号1 現在も使用し、隣地の方の同意もいただいています。  
番号2 変更なしです。

議長 他に質疑を受けます。  
(他に質疑がないので終了し、次の議案に移る。)

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」  
を議題とし、朗読・説明を求めます。

事務局 議案第2号について朗読・説明を行った。

議長 説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。

松本委員 番号1、2 補足説明を行った。

議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。

稲毛委員 番号2、資料の公図と配置計画図の方角が違う。

事務局 公図の方角が誤っているので資料の修正をお願いします。

議長 他に質疑を受けます。  
(他に質疑がないので終了し、次の議案に移る。)

議長 議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定承認の件」、議案第  
4号「農地利用配分計画(案)に関する意見照会の件」、議案第5号

「土地改良事業参加資格申出にかかる申出の承認について」、関連があるので、一括で事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、議案第4号、議案第5号について朗読・説明を行った。

議長 事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。

山崎委員 議案第4号、農用地利用集積計画について、町外の方が借り受けるようですが、何か理由があるのですか。

事務局 町外の方ですが、これから町内で就農を本格的にされる予定の方やすでに町内で農業されている方です。

遠山委員 畑、田んぼか、分かるようにした方が良いのではないか。

事務局 検討します。

議長 他に質疑を受けます。  
(他に質疑がないので終了し、次の議案に移る。)

議長 日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局 ① 農業委員会だよりの発行について  
② 農地付空き家の調査について  
朗読・説明を行った。

木村委員 農地付き空き家とは？

事務局 空き家と農地が隣接した物件です。

議長 調査する農地付き空き家は指定されますか？

事務局 指定します。

議長 他に質疑がないので終了します。以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。

議長 再開します。なお、全ての案件について質疑を求めます。  
(質疑なし)

議長 議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件」番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

番号2の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請承諾の件」番号1と番号2の申請については、「許可相当」とすることに決定します。

議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

番号2の申請について「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成多数)

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1と番号2の申請については、「許可相当」とすることに決定します。

議長

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定承認の件」について「承認」とすることに異議はございますか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定承認の件」については「承認」とすることに決定します。

議長

議案第4号「農用地利用配分計画(案)に関する意見照会の件」については、原案に対し「支障なし」とすることに異議はございますか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第4号「農用地利用配分計画(案)に関する意見照会の件」については「支障なし」とすることに決定します。

議長

議案第5号「土地改良事業参加資格申出にかかる申出の承認」については、原案に対し「承認」とすることに異議はございますか。

(異議なし)

異議なしと認め、議案第5号「土地改良事業参加資格交代申出承認の件」については「承認」とすることに決定します。

議長

会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和4年8月の定例会の閉会を宣言した。

8月

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長 利根川洋次

5番 高橋委員 高橋善隆

7番 小久保委員 小久保 彰